



Advise

第96号

2013/4/13

i-Mark C.P.T.A. Corporation

消費税の増税と経過措置

消費税の税率の引き上げ時期は、8%へは平成26年4月1日から、10%へは平成27年10月1日となっています。原則として、上記の日付以後の取引からそれぞれ新税率が適用されますが、施行日前に契約をした場合には、旧税率が適用されるという例外規定(以下経過措置といいます)が設けられています。

旅客運賃、前売り券等

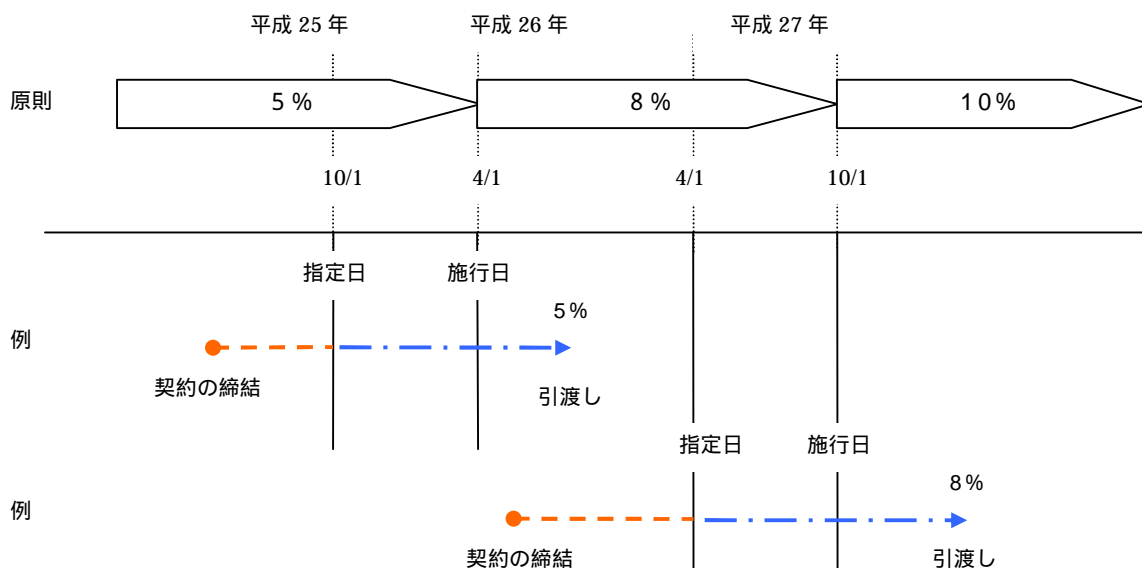
平成26年3月31日または平成27年9月30日までに販売された鉄道の指定席券や映画等の前売り券等で平成26年4月1日または平成27年10月1日以後に使用されるものについては、それぞれ旧税率が適用されます。

電気・ガス料金等

検針日が月の中途である場合には、平成26年4月の検針で確定する料金のなかに税率引上げ前である平成26年3月の使用分と引き上げ後の平成26年4月の使用分が含まれますが、全てを平成26年3月の使用分とみなして旧税率が適用されます。また平成27年10月の10%への引き上げ時も同様の取り扱いがあります。

請負工事等

指定日(平成25年10月1日及び平成27年4月1日)の前日(平成25年9月30日及び平成27年3月31日)までに締結した請負契約に基づいて、指定日以後に建設工事等の引渡しがあった場合には、旧税率が適用されます。



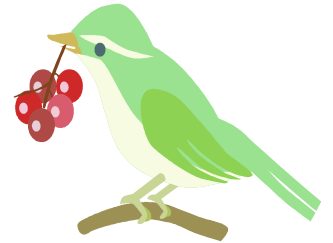
冠婚葬祭の互助会

平成 8 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日及び平成 25 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に締結した冠婚葬祭の互助会等の契約について、平成 26 年 4 月 1 日及び平成 27 年 10 月 1 日以後にその役務の提供を行う場合には、消費税はそれぞれ 5% 及び 8% の税率が適用されます。

資産の貸付

指定日の前日（平成 25 年 9 月 30 日）までに締結した契約に基づいて、平成 26 年 4 月 1 日をまたいで行われる資産の貸付については、次の「イ およびロ」または「イおよびハ」の要件に該当する場合には、旧税率が適用されます。

- イ 資産の貸付期間及びその期間中の対価が定められていること
- ロ 対価の変更を求めることができる定めがないこと
- ハ 契約期間中にいつでも解約できる定めがないこと



平成 27 年 10 月からの税率引上げについても同様となり、「指定日」は平成 27 年 4 月 1 日とされています。

特定新規設立法人の納税義務の免除の特例

税率の改正の他に、新規設立法人の消費税納税義務に関しても改正がなされています。「特定新規設立法人の納税義務の免除の特例」が創設されたことにより、平成 26 年 4 月 1 日以後に設立される一定の法人は、消費税の納税義務が免除されないこととなります。

＜ 改正前 ＞ 平成 25 年 1 月 1 日以後に設立される新設法人などその課税期間における基準期間がない事業者については、事業年度開始日の資本金の額が 1,000 万円未満であり、かつ、前年の上半期の課税売上高が 1,000 万円以下等の場合に該当するときは、免税事業者として消費税の納税義務が免除されます。



＜ 改正後 ＞ 平成 26 年 4 月 1 日以後に設立される法人は、基準期間がない事業年度開始の日において発行済株式又は出資の 50% 超を他の者に直接または間接に保有され、かつ、判定の基礎となった他の者及び当該他の者と特殊な関係にある法人のうちいずれかの者の“基準期間に相当する期間”における課税売上高が 5 億円を超える場合については、改正前の要件を満たしていても納税義務が免除されないこととなりました。